

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ開催年新聞広告掲載業務
に係る公募型プロポーザル入札の質問に対する回答

	質問内容	回答
1	選手名鑑の掲載段数は広告掲載数量全 240 段以上に含まれると理解しておりますが間違いはないでしょうか。	選手名鑑は、4. の(1)～(4)に記載の広告掲載とは別に作成いただく部分になります。 そのため、選手名鑑そのものは、広告（段数）に含みません。 ただし選手名鑑と併せて、別途広告を掲載することは可能です。 なお、仕様書の 3 ページ目に記載している「各ページの記事下広告は全 7 段以下とすること」については、受託者にて作成する選手名鑑に、実行委員会以外の広告を掲載する場合を想定したものです。
2	掲載日が指定されている広告は必日でしょうか。前後での掲載や、選手名鑑など複数日にまたがったの掲載は可能でしょうか。	原則、4. の(4)に掲載の表のとおりとしますが、仕様書に記載のとおり、協議の上変更する場合があります。ただし、100 日前や開催日など、ターゲットとなる日と連動して掲載する広告については、前後での掲載は考えておりません。 選手名鑑を複数日にまたがって掲載することは不可です。増し刷りして配布するため、各回、まとまった形で掲載をお願いします。
3	総段数全 240 段以上の広告を掲載することになりますが、掲載する広告は滋賀県様の指示のもと制作した原稿だけでしょうか。もしくはセールス枠として一般企業などに売ってもよいのでしょうか。それが可能な場合、セールス枠として使用した広告枠は当初のノルマ 240 段以上に含まれますでしょうか。	仕様書に基づき出稿する広告は、実行委員会のもののみであり、当該広告を第三者に販売することは不可です。

4	<p>特集記事は広告ノルマ 240 段に含みますでしょうか。例えば純広告全 5 段の上に全 10 段分の編集特集記事や、広告特集記事を掲載した場合です。</p>	<p>4 の(1)～(4)の広告を、記事広告の形で掲載するというご提案はあり得るものと考えております。</p> <p>また、当該記事広告を 4. の(5)の(イ)の特集記事と位置付けて提案することを妨げるものではありません。ただし、仕様書で想定する特集記事は、実行委員会の観点に捉われない、新聞社ならではの視点や独自の取材・編集を通じた発信を期待して設定しているものであることや、広告を兼ねる場合と、別途編集特集記事を作成いただく場合には全体の掲載量に差が生じることから、こうした点は審査において斟酌される部分と考えております。</p>
5	<p>4 の(4)の表にある「最小掲載段数」に選手名鑑のスペースは含まれるのでしょうか？</p> <p>例えば、表内の N0.③ 9 月 5 日の全 30 段内に約 135 名の選手名鑑の掲載スペースは含んでも良いのでしょうか？それとも、選手名鑑のスペースとは別に広告が 30 段以上必要という事でしょうか？</p> <p>⑤、⑥についても同様にお教えください。</p>	<p>1 の回答のとおり、選手名鑑そのもののスペースは広告段数に含みません。</p> <p>③であれば、選手名鑑とは別に、全 30 段以上の広告を掲載いただきます。</p> <p>なお、例えば選手名鑑を別刷りで作成する場合、当該別刷りの記事の中に広告を掲載することは可能です。</p>